

○宇都宮市医療費助成に関する条例

昭和48年3月28日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、医療を受けた者に対し、その負担すべき医療費の一部を市が助成することにより、市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 削除
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 削除
- (6) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (8) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給をいう。
- (2) 一部負担金等 保険給付を受ける者が医療保険各法の規定により負担すべき額をいう。
- (3) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出が受理された日の属する月の初日（妊娠の届出が受理された日の属する月の初日以前についても、明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日）から出産（流産及び死産を含む。以下同じ。）した日の属する月の翌々月の末日までの女子をいう。

(4) 子ども 出生した日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

(6) 医療機関等 病院、診療所、薬局等のうち医療保険各法の規定により保険給付を取り扱うものをいう。

3 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害の程度と同程度の障害を有する者であること。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター若しくは同法第18条に規定する精神保健指定医又は精神科医（以下「児童相談所等」という。）により、知能指数が35以下の知的障害児者と判定された者であること。

(3) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級又は4級の障害の程度と同程度の障害を有する者であつて、児童相談所等により、知能指数が50以下の知的障害児者と判定された者であること。

4 この条例において「ひとり親家庭の親と子」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別し、又は離婚し、かつ、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者及び規則で定めるこれに準ずる者で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの及び当該対象児童

(2) 父母のない対象児童を現に扶養している配偶者のない者及び当該対象児童

5 この条例において前項各号の扶養者以外の者に扶養されている父母のない対象児童は、同項に規定する「ひとり親家庭の子」とみなす。

(昭49条例42・昭51条例12・昭51条例46・昭52条例12・昭53条例13・昭57条例13・昭57条例43・昭59条例27・昭59条例41・昭63条例20・平6条例17・平6条例39・平8条例13・平9条例5・平9条例34・平10条例13・平12条例4・平12条例20・平13条例7・平14条例12・平17条例16・平18条例13・平18条例37・平18条例50・平19条例3・平19条例57・平19条例75・平20条例13・平20条例35・平21条例20・平22条例14・平28条例20・一部改正)

(医療費の種類)

第3条 この条例により助成する医療費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦医療費
- (2) こども医療費
- (3) 重度心身障害者医療費
- (4) ひとり親家庭医療費

(昭51条例12・昭57条例43・平8条例13・平17条例16・平18条例13・一部改正)

(妊娠婦医療費の助成対象者)

第4条 次の各号に該当する妊娠婦で、市長が交付する妊娠婦医療費受給資格者証を有するものは、妊娠婦医療費の助成対象者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者を除く。）又は同条の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者であること。
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。
- (3) 第6条に規定する重度心身障害者医療費の助成対象者又は第7条に規定するひとり親家庭医療費の助成対象者でないこと。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により医療費の給付の全部を受けることができる者でないこと。

(昭51条例12・昭53条例13・昭59条例41・平6条例39・平8条例13・平18条例13・一部改正)

(こども医療費の助成対象者)

第5条 前条各号に該当する子ども（以下「対象の子ども」という。）の保護者で、市長が交付するこども医療費受給資格者証を有するものは、こども医療費の助成対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条に規定する重度心身障害者医療費の助成対象者又は第7条に規定するひとり親家庭医療費の助成対象者の保護者で、市長が交付することも医療費受給資格者証を有するものは、こども医療費の助成対象者とすることができます。

(昭51条例12・平8条例13・平17条例16・平18条例13・平20条例35・一部改正)

(重度心身障害者医療費の助成対象者)

第6条 本市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（本市に係る者に限る。）となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者（生活保護法による保護を受けている者を除く。）で、市長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有するものは、重度心身障害者医療費の助成対象者とする。

(昭57条例43・全改、昭59条例41・平6条例39・平9条例34・平18条例13・平20条例13・平21条例8・一部改正)

(ひとり親家庭医療費の助成対象者)

第7条 本市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。）、国民健康保険法第116条の2の規定により本市が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者医療確保法第55条の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（本市に係る者に限る。）となる者であり、かつ、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるひとり親家庭の親と子（子にあつては他の市町村に住所を有する者を含む。）で、市長が交付するひとり親家庭医療費受給資格者証を有するものは、ひとり親家庭医療費の助成対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童を現に扶養している者（以下「扶養者」という。）又は扶養義務者（扶養者の民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者で、その扶養者と生計を同じくするものをいう。以下本項において同じ。）若しくは扶養者の配偶者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の親と子を助成対象者としない。

- (1) 扶養者の所得が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条又は第9条の2の規定による支給制限に該当するとき。
- (2) 扶養義務者又は扶養者の配偶者の所得が児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による支給制限に該当するとき。
- (3) 第6条に規定する重度心身障害者医療費の助成対象者
- (4) 生活保護法その他の法令等による医療費の給付の全部を受けることができるとき。

（昭57条例43・全改、昭59条例41・平6条例17・平6条例39・一部改正、平8条例13・旧第7条の2繰上・一部改正、平18条例13・平20条例13・一部改正）

（医療費の助成）

第8条 市は、第4条から前条までに規定する助成対象者が保険給付（こども医療費の助成対象者にあっては対象の子どもに係るものとし、妊産婦医療費の助成対象者にあっては妊産婦としての期間（他の市町村において母子保健法第15条の規定による妊娠の届出をした助成対象者にあっては、本市に転入した日から出産した日の属する月の翌々月の末日までの間）内に受けたものとする。以下同じ。）を受けたときは、第1号に定める額から第2号に定める額を控除した額（こども医療費の助成対象者の対象の子ども又は重度心身障害者医療費の助成対象者にあっては、1月当たりの一部負担金等の額に相当する額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）とする。）を助成する。

- (1) 助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額（附加給付等があるときは、その額を控除した額）
- (2) 前号の一部負担金等に係る医療機関等（薬局を除く。）の診療報酬明細書ごとの一部負担金の額（その額が500円を超える場合は、500円とする。）

(昭51条例12・昭57条例43・昭62条例7・平8条例13・平13条例7・平17条例16・平18条例13・平18条例50・平19条例57・平20条例13・平20条例35・平21条例20・平22条例14・平24条例25・一部改正)

(助成の方法)

第9条 前条第1項の助成は、それぞれ助成対象者（ひとり親家庭医療費にあつては、扶養者をいう。以下本項ただし書において同じ。）の申請に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が死亡したときは、その世帯主又は市長が定める者が申請することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、こども医療費の助成対象者の対象の子ども又は重度心身障害者医療費の助成対象者が保険給付を受けたときは、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合には、この限りではない。
- 3 第1項の申請は、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(昭51条例12・昭51条例46・昭53条例13・昭57条例43・平8条例13・平18条例13・平19条例3・平19条例57・平20条例35・平24条例25・一部改正)

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により第8条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 次の条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。
 - (1) 宇都宮市老人医療費助成に関する条例（昭和46年条例第47号）
 - (2) 宇都宮市乳児医療費助成に関する条例（昭和47年条例第15号）

(旧条例による医療費の経過措置)

3 この条例施行の日の前日までの期間について、旧条例の規定により支給すべき未支給の老人医療費及び乳児医療費の助成については、この条例の当該規定による医療費助成とみなす。

(上河内町及び河内町の編入に伴う経過措置)

4 上河内町及び河内町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、上河内町妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和48年上河内村条例第7号）又は河内町妊産婦医療費の助成に関する条例（昭和48年河内町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19条例3・追加)

5 編入日前に、上河内町妊産婦医療費の助成に関する条例又は河内町妊産婦医療費の助成に関する条例の規定によりなされた申請に係る妊産婦医療費の助成については、なお従前の上河内町妊産婦医療費の助成に関する条例又は河内町妊産婦医療費の助成に関する条例の例による。

(平19条例3・追加)

6 編入日前に、上河内町妊産婦医療費の助成に関する条例又は河内町妊産婦医療費の助成に関する条例の規定により交付を受けた妊産婦医療費受給資格者証は、この条例の相当規定により交付を受けた妊産婦医療費受給資格者証とみなす。

(平19条例3・追加)

7 編入日前に、上河内町こども医療費助成に関する条例（昭和47年上河内村条例第9号）又は河内町こども医療費助成に関する条例（昭和47年河内町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19条例3・追加)

8 編入日前に、上河内町こども医療費助成に関する条例又は河内町こども医療費助成に関する条例の規定によりなされた申請に係るこども医療費の助成については、なお従前の上河内町こども医療費助成に関する条例又は河内町こども医療費助成に関する条例の例による。

(平19条例3・追加)

9 編入日前に、上河内町こども医療費助成に関する条例又は河内町こども医療費助成に関する条例の規定により交付を受けたこども医療費受給資

格者証は、この条例の相当規定により交付を受けたこども医療費受給資格者証とみなす。

(平19条例3・追加)

10 編入日前に、上河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年上河内村条例第8号）又は河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年河内町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19条例3・追加)

11 編入日前に、上河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例又は河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定によりなされた申請に係る重度心身障害者医療費の助成については、なお従前の上河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例又は河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例の例による。

(平19条例3・追加)

12 編入日前に、上河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例又は河内町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定により交付を受けた重度心身障害者医療費受給資格者証は、この条例の相当規定により交付を受けた重度心身障害者医療費受給資格者証とみなす。

(平19条例3・追加)

13 編入日前に、上河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年上河内村条例第14号）又は河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和51年河内町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平19条例3・追加)

14 編入日前に、上河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例又は河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定によりなされた申請に係るひとり親家庭医療費の助成については、なお従前の上河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例又は河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の例による。

(平19条例3・追加)

15 編入日前に、上河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例又は河内町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定により交付を受けたひとり親家庭医療費受給資格者証は、この条例の相当規定により交付を受けたひとり親家庭医療費受給資格者証とみなす。

(平19条例3・追加)

附 則（昭和49年6月20日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月診療分から適用する。

附 則（昭和51年3月26日条例第12号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年9月29日条例第46号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月23日条例第12号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月23日条例第13号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月24日条例第13号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月24日条例第27号）

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第43号で昭和57年10月1日から施行)

第2条 この条例の施行前の宇都宮市退隠料及び遺族扶助料条例その他の条例の規定（これらの条例の改正（従前の改正を含む。）前の規定及び廃止された条例の規定を含む。）により支給事由の生じた廃疾年金及び廃疾一時金は、この条例の施行後は、それぞれ障害年金及び障害一時金と称する。

2 この条例による改正後の条例の規定中の「障害年金」又は「障害一時金」には、それぞれ前項の規定により障害年金又は障害一時金と称されるものを含むものとする。

附 則（昭和57年12月22日条例第43号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月27日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月21日条例第41号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇都宮市医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項第1号、第4条第2号、第6条第1号及び第7条の2第1項第1号の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 昭和59年10月1日から公布の日までの間に新条例第4条第2号、第6条第1号若しくは第2号又は第7条の2第1項第1号若しくは第2号に該当することにより新たに妊産婦医療費受給資格、重度心身障害者医療費受給資格又は母子家庭医療費受給資格を有することとなつた期間が生じた者で、昭和60年1月31日までに当該受給資格者証を取得し、又はこれに助成対象者として記載されたものは、当該受給資格を有した月からそれぞれ当該受給資格者証を有し、又はこれに助成対象者として記載された者とみなす。

附 則（昭和62年3月20日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年6月23日条例第20号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成6年3月23日条例第17号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月27日条例第39号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市医療費助成に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条に規定する乳児医療費受給資格者証を有する者は改正後の宇都宮市医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条に規定する乳幼児医療費受給資格者証を有する者と、旧条例第7条の2第1項に規定する母子家庭医療費受給資格者証を有する者は新条例第7条第1項に規定するひとり親家庭医療費受給資格者証を有する者とみなす。

附 則（平成9年3月24日条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年9月29日条例第34号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月18日条例第45号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市医療費助成に関する条例第5条に規定する乳幼児医療費受給資格者証を有する者は改正後の宇都宮市医療費助成に関する条例第5条に規定する乳幼児医療費受給資格者証を有する者とみなす。

附 則（平成13年3月23日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市医療費助成に関する条例第5条の乳幼児医療費受給資格者証を有する者は、改正後の宇都宮市医療費助成に関する条例第5条の乳幼児医療費受給資格者証を有する者とみなす。

3 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月25日条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第5条の乳幼児医療費受給者資格証を有する者は、改正後の第5条の乳幼児医療費受給者資格証を有する者とみなす。

3 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前による。

附 則（平成17年3月25日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市医療費助成に関する条例第5条の乳幼児医療費受給資格者証を有する者は、対象乳幼児等が6歳に達する日以後最初の3月31日までの間は、改正後の宇都宮市医療費助成に関する条例第5条の乳幼児等医療費受給資格者証を有する者とみなす。

附 則（平成18年3月24日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第5条の乳幼児等医療費受給資格者証を有するものは、改正後の第5条のこども医療費受給資格者証を有するものとみなす。

3 この条例の施行前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日条例第37号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月21日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成18年10月1日以後に受けた保険給付に係る助成について適用する。

附 則（平成19年3月5日条例第3号）

この条例は、平成19年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月2日条例第75号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の宇都宮市医療費助成に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、改正後の第5条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月25日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇都宮市医療費助成に関する条例の規定は、平成21年8月1日以後に出産（流産及び死産を含む。）した妊産婦から適用する。

附 則（平成22年3月25日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月23日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。